

国指定東よか干潟鳥獣保護区
東よか干潟特別保護地区
指定計画書（環境省案）

平成 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

東よか干潟特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

佐賀県佐賀市川副町の西新搦にある川副西部排水機場より西川副海岸防波堤を 100 m 西進した地点の同防波堤表護岸天端肩から直角に沖合 50m 進んだ海上の点（北緯 33 度 9 分 49.0 秒 東経 130 度 16 分 43.2 秒）を起点とし、同所から沖合 212m 南西に進み海上の点（北緯 33 度 9 分 43.5 秒 東経 130 度 16 分 38.3 秒）に至り、同所から北西に進み海上の点（北緯 33 度 10 分 26.6 秒 東経 130 度 15 分 28.4 秒）に至り、同所から北西に進み海上の点（北緯 33 度 11 分 6.9 秒 東経 130 度 14 分 54.0 秒）に至り、同所から北東に進み東与賀海岸防波堤の表護岸天端肩から直角に沖合 50m 進んだ海上の点（北緯 33 度 11 分 23.3 秒 東経 130 度 15 分 4.6 秒）に至り、同所から東与賀海岸防波堤の表護岸天端肩から 50m 沖合線を南東に進み西川副海岸防波堤の表護岸天端肩から直角に沖合 50m 進んだ線との交点（北緯 33 度 10 分 7.6 秒 東経 130 度 16 分 41.2 秒）に至り、同所から同延長線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 27 年 5 月 1 日から平成 46 年 10 月 31 日まで

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、佐賀市の南部に面した有明海の東与賀海岸及びその沖合に位置し、有明海北部に流入する六角川、嘉瀬川、本庄江川等の河口及びその周辺の海岸に発達する単一干潟で国内でも有数の規模の大きい有明海の干潟の一部である。

このような自然環境を反映して、シギ・チドリ類が秋から春にかけて約 9,000 羽^{*1} 渡来して休息及び採餌し、東アジアにおける重要な中継地及び越冬地の一つとなっている。

さらに、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧 II 類のツクシガモ及びズグロカモメ等の希少な鳥類にとっても重要な生息地となっている。特にズグロカモメは東アジア地域個体群全体の 1% を超える 870 羽程度^{*2} が毎年渡来し、国際的にも同個体群にとって重要な区域である。

このように、当該区域は、シギ・チドリ類を中心とした多くの渡り鳥の中継地及び越冬地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来

する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

*1：「モニタリングサイト 1000 シギ・チドリ類調査」において、ある年度に確認されたシギ・チドリ類の種別最大確認数を総計し、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 箇年（公開されている資料のうち直近のもの）について、平均した数。

*2：ズグロカモメ飛来数は、「モニタリングサイト 1000 シギ・チドリ類調査」における種別最大確認数の平成 21 年度から平成 25 年度までの平均値。

2. 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、シギ・チドリ等の渡り鳥の保護を図るとともに、中継地及び越冬地として安定的に休息及び採餌が行われる良好な生息環境が維持されるよう適切な管理に努める。
- 2) 当該区域の管理については、当該区域の国際的重要性に関する認識を向上させるとともに、持続可能な利用（地域住民やその他一般市民を対象とする参加型保全活動や環境教育の実施、有明海の干潟から得られる恵みを活用した漁業及び農業の振興と当該鳥獣保護区との共存、それらによって形成された食を始めとする文化の活用を含む。）を促進するため、地方公共団体、地元住民、農業者、漁業者等により構成される協議会を設置して、これと連携して行う。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、案内板及び制札の維持管理、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視及び普及啓発を行う。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員等によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目面積及び水面の面積

総面積 218 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 0 ha

農耕地 0 ha

水 面 218 ha

その他 0 ha

イ 所有者別内訳

国有地	0 ha		
地方公共団体有地	0ha	}	都道府県有地 0ha
			市町村有地等 0ha
私有地等	0ha		
公有水面	218ha		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	－ha	自然環境保全地域特別地区	－ha
		自然環境保全地域普通地区	－ha
自然公園法による地域	－ha	特別保護地区	－ha
		特別地域	－ha
		普通地域	－ha
文化財保護法による地域	－ha		

4 新規指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、佐賀県佐賀市の東与賀海岸及びその沖合に位置する。有明海北部の内面海域であり、有明海北部に流入する六角川、嘉瀬川、本庄江川等の河口と海岸に発達する東よか干潟（約 1,300ha*）の一部である。なお、南東の2キロ先には佐賀空港がある。

イ 地形、地質等

潮の干満差が6mとされる有明海は、福岡県（筑後川・矢部川）、佐賀県（東与賀海岸・六角川河口～塩田川河口・鹿島海岸・田古里川河口）、長崎県（諫早湾）及び熊本県（荒尾海岸）の4県に跨っており、その中でも、佐賀県地先の干潟は、有明海全体の干潟のうち面積が9,216haあり、シギ・チドリ類、ガン・カモ類の渡り鳥や貴重な湿原植生、底生生物及び魚類等が豊富に存在する。

当該区域は、本庄江川、八田江川に挟まれた佐賀市東与賀町の有明海前面にあり、海岸からの幅が約2.5km、面積約1,300ha*に及ぶ干潟面が形成されている。

有明海に注ぐ六角川、嘉瀬川、筑後川などの河川によって運搬された微細な土砂は、遠浅で日本一の潮汐干満の差を持つ沿岸域の海中で遊泥となり、満潮時に潮流によって海岸側に戻され、堆積して干潮時に露出する干潟面が形成される。当該区域の干潟は泥質の干潟で、干潟面は有明粘土層と呼ばれる軟弱な粘性土から構成される。

*第4回自然環境保全基礎調査（環境省、平成元～4年度）「海生生物調査報告書 第1巻 干潟」より、「大授搦^{だいじゆがらみ} 1,289ha」を参照。なお、東よか干潟は大授搦の地先にあるが、同調査では東よか

干潟を含む干潟調査の調査地点名を「大授搦」としている。

ウ 植物相の概要

当該地域にはシチメンソウ、ヨシ、シオギク、フクド等の塩生植物が生育する。これらの中でシチメンソウは当該区域の最も沖合側にも生育し、環境省が作成したレッドリストの絶滅危惧Ⅱ類に記載される。また、現在、国内では有明海沿岸の干潟だけに生育する塩生植物として知られる。なお、当該区域に隣接してシチメンソウの日本最大の群落が存在する。

エ 動物相の概要

当該区域には10目18科100種の鳥類が確認されている。

中でもシギ・チドリ類は種数、飛来数ともに多く、当該区域にはシギ・チドリ類の多種が旅鳥として、春秋の渡りの時期に多数渡来する。優占種は季節ごとに入れ替わるが、特にダイゼン、ハマシギ（環境省レッドリスト準絶滅危惧種）、ダイシャクシギ、シロチドリ（同絶滅危惧Ⅱ類）、メダイチドリ、アオアシシギ、ソリハシシギ、キアシシギの飛来数が多く、国内でも屈指の渡来地となっている。さらに冬季には越冬する種も見られ、中でもズグロカモメ（同絶滅危惧Ⅱ類）が多数越冬している。またカラフトアオアシシギ（同絶滅危惧ⅠA類）、ヘラシギ（同絶滅危惧ⅠA類）、ホウロクシギ（同絶滅危惧Ⅱ類）などの希少種も記録されている。

その他、シギ・チドリ類以外ではツクシガモ（同絶滅危惧Ⅱ類）多数越冬している。

また干潟を生息地とする底生生物として、サルボウ、ハイガイ（同絶滅危惧Ⅱ類）などの二枚貝類や、ヘナタリ類などの巻貝類、シオマネキ類、ヤマトオサガニ、チゴガニ、アリアケガニなどの甲殻類、ゴカイ類が多数生息する。ムツゴロウ（同絶滅危惧ⅠB類）、トビハゼ（同準絶滅危惧種）などの魚類も多く見られる。

(2) 生息する鳥獣類

鳥類は別表のとおり。なお、当該区域を主な生息地とする獣類は確認されていない。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域内では被害は発生していない。当該区域の近接地ではノリ養殖が行われており、その生産量は有明海全域で全国の約4割を占めるが、有明海域全域でカモ類によるノリの食害による被害が出ている。当該被害はバリカン症と呼ばれ、これまで被害を生じさせる種が特定されていなかったが、平成25年度にヒドリガモによる被害であることが判明した。対策として、行政機関や養殖事業者による超音波及び音による脅し等、また、一部では船から銃による有害鳥獣捕獲も実施されている。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 3本

(2) 案内板 1基

※いずれも鳥獣保護区用制札及び案内板と兼ねる。